



住宅耐震改修をしたとき

対象家屋 昭和57年1月1日以前に建築され、平成29年1月1日～12月31日に工事費が50万円を超える耐震改修を行ったもの

減額される額 平成30年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が2分の1減額

※ただし、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、平成30年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額、通行障害既存耐震不適格建築物にあたる家屋は、平成30年度分が3分の2、平成31年度分が2分の1減額(減額範囲は全て120㎡分まで)

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

高齢者等居住改修(バリアフリー改修)をしたとき

対象家屋 新築から10年以上経過し、65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている

方、または障がいのある方のいずれかの方が居住されている住宅のうち、平成29年1月1日～12月31日に工事費(補助金を除く自己負担分)が50万円を超えるバリアフリー改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事 ①廊下の拡幅②手すりの設置③階段の勾配緩和④床の段差解消⑤浴室の改良⑥引き戸への取替え⑦トイレの改良⑧床の滑り止め化

減額される額 平成30年度分の当該家屋の固定資産税の税額(100㎡分まで)が3分の1減額

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

熱損失防止改修(省エネ改修)をしたとき

対象家屋 平成20年1月1日以前に建築され、平成29年1月1日～12月31日に、工事費が50万円を超える熱損失防止改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事 ①窓の断熱改修工事(窓の二重サッシ化等)②床の断熱改修工事③天井の断熱改修工事④壁の断熱改修工事

※ただし、①の工事、または①を含む改修工事であり、外気等と接する部分の工事に限りません。また、改修工事によりそれぞれの部分が現行の省エネ基準に新たに適合することになる工事です。

減額される額 平成30年度分の当該家

屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が3分の1減額

※ただし認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、平成30年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

※申請書は税務課にあります。各改修について、必要な添付書類等、詳しくは左記へお問い合わせください。

※高齢者等居住改修(バリアフリー改修)、熱損失防止改修(省エネ改修)について、新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度は減額の適用を受けることができません。

問合せ 税務課固定資産税G
内線2205～2208

お知らせください

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取壊しや新増築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合、ご連絡ください。

※平成29年1月2日以降に新増築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

問合せ 税務課固定資産税G
内線2205～2208

消費税軽減税率制度等説明会

事業者を対象とした、津島税務署主催の説明会です。

日時・場所 左表のとおり

	日時	場所
①	10月17日(火) 午後1時30分～3時	弥富市総合社会教育センター中央公民館ホール
②	10月19日(木) 午後1時30分～3時	あま市役所本庁舎大ホール
③	10月20日(金) 午後1時30分～3時	蟹江町産業文化会館4階大会議室

内容 軽減税率制度の概要や制度対応に係る支援制度など

申込 不要

※①②③とも、同様の説明内容です。
※事業者以外の方や開催場所以外の地域にお住まいの方の出席も可能です。
※駐車場の施設が限られていますので、乗り合わせ等での御来場をお願いします。

問合せ 津島税務署法人課税第一部門
☎26-2161 内線612

※お問合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って、「2」を選択してください。

放置自転車クリーンキャンペーン

11月1日(水)～30日(木)

困ります!

自転車置きざり 知らんぷり

11月上旬に、放置自転車の撤去を行います。

市では、市営自転車駐車場などに放置されている自転車の調査を行い、一定期間経過後も放置されている自転車について、撤去・移動保管を行い、約6カ月の保管期間経過後に処分をします。

自転車の路上放置は、歩行者の通行を妨げ、交通事故の要因になります。また、救急車や消防車などの緊急車両の活動の障害にもなります。

目的地からちょっと離れていても自転車駐車場を利用し、一人ひとりの心がけで良好な都市環境の確保を図りましょう。

自転車利用のルール

- ・自転車は、防犯登録をしましょう。
- ・交通ルールを守り、安全運転をしましょう。
- ・自転車保険に加入しましょう。

問合せ 市民協働課地域コミュニティG
内線2252・2254

愛知県男女共同参画月間

10月1日(日)～31日(火)

愛知県では、毎年10月を男女共同参画月間と定めています。この機会にパネル展示をしますので、ぜひご覧ください。

パネル展示

「共働きでワーク・ライフ・バランス」

期間 10月3日(火)～30日(月)

場所 津島市民病院 正面玄関

問合せ 人権推進課人権同和・男女参画G
内線2271

行政相談週間

10月16日(月)～22日(日)

総務省では、国が行っている仕事について、皆さんから苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を行っています。

一日合同行政相談所

日時 10月20日(金)

午前10時～午後3時

場所 ナディアパーク3階デザインホール(名古屋市中区)

相談料 無料

問合せ 総務省中部管区行政評価局
☎052-972-7415

秋の安全なまちづくり県民運動

10月11日(水)～20日(金)

3N(ない)運動

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」

【運動の重点】

住宅を対象とした侵入盗の防止

- ・窓やドアはツーロックにし、窓には補助鍵を取り付けましょう。
- ・センサーライトや防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。
- ・不審者を寄せ付けないよう、地域ぐるみで「あいさつ、声かけ」運動を広げましょう。

特殊詐欺の被害防止

- ・言葉巧みな犯人と会話をしないですむように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう。
- ・保険料や医療費等の還付金をATMで還付することは絶対にありません。
- ・お金の要求には、「すぐに振り込まない」「一人で振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送等をしない」を徹底しましょう。

- ・電話の近くに連絡表(相談する家族や警察署電話番号)を貼っておきましょう。

自動車盗の防止

- ・車両から離れるときは、短時間であっても「キーを抜く」「ドアロックをする」を徹底しましょう。
- ・車両にはイモビライザーや警報器などの盗難防止装置を取り付けましょう。
- ・照明や防犯カメラなどの防犯対策がとられた駐車場を選びましょう。

子どもと女性の犯罪被害防止

- ・子どもを1人で遊ばせないようにしましょう。
- ・防犯ブザーや笛(ホイッスル)を携帯し、常に使える状態にしておきましょう。
- ・なるべく人通りが多い明るい道を通りましょう。
- ・女性の一人暮らしを悟られないようにしましょう。

暴力追放運動(三ない運動)の推進

「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団にお金を出さない」

問合せ 市民協働課地域コミュニティG
内線2252

10月は「クリーン排水推進月間」および「浄化槽強調月間」

家庭から出る生活排水は、川や海の水質汚濁の主な原因となっています。

身近な水辺環境を保全するためには、生活排水の発生量を減らすこと、発生した生活排水を浄化槽等で適切に処理することが重要です。

生活排水の汚れを減らす取組

家庭の台所、洗濯、風呂等から出る生活排水について、次の生活排水対策を実施しましょう。

調理くず、食べ残し

- ・ 流し台には、できるだけ目の細かい三角コーナーや水切りネットを備え、排水口にはストレーナー（網カゴ状のゴミ受け）を取り付け、調理くず等を流さないようにしましょう。
- ・ お米のとぎ汁は、庭や畑にまけば肥料になります。

油

- ・ 使用済みてんぷら油は、吸収剤や牛乳パックに入れた古新聞等に吸わせて可燃ごみとし、水と一緒に流さないようにしましょう。

洗剤

- ・ 洗剤は、容器等に記載されている指示量を守り、使わずに済ませるようにしましょう。

生活排水を適切に処理する取組

単独処理浄化槽は、トイレ以外の排水がそのまま放流されるので、その他の排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に比べ、家庭から排出される汚れの量が8倍になります。

市では、単独処理浄化槽や汲取り便所から合併処理浄化槽への転換の促進を目的とした補助金制度を設けています。補助金制度を活用して、環境負荷の小さい合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

合併処理浄化槽は、下水道と同等の処理性能が得られます。しかし、適切な管理を行わなければ、本来の機能を発揮できません。

浄化槽法では浄化槽の所有者等を「浄化槽管理者」と定め、下表のような管理を行う義務を課しています。

管理の内容	実施内容	実施業者または機関	連絡先	実施回数
清掃	浄化槽にたまった汚泥の汲取り	エコ環境(株) (有)大政 尾西清掃(株) (有)吉川清掃社	☎0120-222-652 ☎25-7374 ☎26-2908 ☎26-4918	年1回以上
保守点検	浄化槽の稼働状況、調整、清掃時期の判定などの点検	愛知県知事の登録を受けた業者	左記問合先にご確認ください。	浄化槽の型式に応じて定められた回数(左下表)
法定検査	浄化槽の外観検査や放流水の水質検査など	(一社)愛知県浄化槽協会	☎052-481-7160	年1回

処理方式		実施回数
合併	分離接触ばっ気方式 (20人槽以下)	4か月に1回以上
	嫌気ろ床接触ばっ気方式 (20人槽以下)	
単独	全ばっ気方式 (20人槽以下)	3か月に1回以上
	分離ばっ気方式 (20人槽以下)	4か月に1回以上
	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	6か月に1回以上

問合 海部県民センター環境保全課
☎24-2111
生活環境課環境保全G
内線2232・2233